

2013(平成25)年7月1日

岐阜県知事 古田肇 様

原子力災害対策に関する申し入れ書

さよなら原発・ぎふ
代表 石井伸弘

日頃、岐阜県民の生命・財産の安全を守る職務にご精励いただきありがとうございます。

今年3月に県が策定した「原子力災害対策」で対策強化地域とされた25市町に対して、私たちが行ったアンケート調査（原子力災害対策／避難計画策定に関する実態調査）の報告書を、5月27日に担当部署にお届けしたところですが、改めて私たちの思いをお伝えしたく存じます。

岐阜県が独自で放射性物質拡散シミュレーションを行い、公表したことは、敦賀半島に密集する原子力施設の風下に住む県民の不安な思いを受け止めて下さったものと、感謝しております。公の機関がこうしたデータを公表することは、重要な第一歩です。

しかしこのシミュレーション結果は、対策強化地域とされた自治体の住民にも、きちんと説明されていません。とても残念な状態です。災害対策（防災）計画は、住民が問題の所在を理解して行動できるものでなければ、全くの画餅にすぎません。

公表された放射性物質拡散シミュレーションの図を見ながら、私たちは「いったいどれだけの人が避難しなければならないのか?」「それについて各自治体はどういうふうに考えているのか?」を知りたいと思いました。岐阜県からは十分な情報が得られなかったので、上記のアンケート調査を行いました。

結果は、最悪のケースで（見方によって異なりますが）98万人あるいは75万人が避難しなければならない、という衝撃的なものでした。岐阜県第二の都市である大垣市（人口16万人）中心部で年間実効線量が100ミリシーベルト以上となる可能性が示されています。全住民が緊急にかつ長期に避難しなければならないことを意味しています。県庁所在地の岐阜市（人口41万人）も全市避難を考えていることがわかりました。

98万人が、あるいは75万人もの住民が混乱なく速やかに避難できるのでしょうか？避難手段は確保できるのでしょうか？避難先（受け入れ先）は存在するのでしょうか？しかも市役所、県総合庁舎、警察署、消防署、病院、学校など全てが機能しなくなる中での避難となるのです。そして避難は相当に長期にわたると覚悟しなければなりません。

「100万人避難？無理でしょ！」 私たちはそう言わざるを得ません。

他方、敦賀半島に密集する原子力施設は、非常に危険性が高いものばかりです。敦賀第1、美浜第1・第2は、四〇年超の老朽原発です。敦賀第2の直下には活断層があります。「もんじゅ」は呆れるほど杜撰な管理状況で無期限の運転停止となっています。

6月27日に採択された岐阜県議会の意見書でも、これらの原子力施設への大きな懸念が示され、国の対応を求めています。もっと踏み込んだ速やかな廃炉を求める意見書も、岐阜県内自治体のいくつもの議会で可決されています（北方町、山県市、羽島市、笠松町、池田町、神戸町、本巣市等）。敦賀半島の危険な原子力施設の廃炉は、多くの県民の願いなのです。

「いつ止めるの？今でしょ！」 絶対に運転を再開させず、直ちに廃炉にすべきです。

福島第一原発事故は、いまだ十分な原因究明もされないまま、現在も事故は進行中です。避難している人もとどまっている人も、福島の人々のそれまでの平穏な生活は奪われてしまいました。

貴職が5月15日に原子力規制庁に行った要請（※）もまだ実行に移される見通しが立っていません。原発の運転再開が容認される条件は全く存在しないのです。

原子力災害は南海トラフ大地震のような自然災害ではありません。人間が災厄の原因を作り出したのであり、人間の手で災害を防ぐ（極小化する）ことができる、せねばならないものです。未来世代に対する私たちの責任が問われています。

岐阜県民の生命・生活を守る責務を担う貴職に以下のことを申し入れます。

記

1. 放射性物質拡散シミュレーションの説明会をきめ細かく行って下さい。

対策強化地域自治体が、これから具体的な避難計画づくりに入ろうとしています。避難計画などの防災計画づくりは、地域住民の理解と参加がなければ実効性のあるものとはなりません。各自治体と協力しつつ、県として責任をもって放射性物質拡散シミュレーションの説明会を、速やかに、かつ、きめ細かく行って下さい。

2. 敦賀半島の危険な原子力施設を速やかに廃炉とするよう、国・関係諸機関に働きかけて下さい。

昨年6月、福島第一原発の過酷事故を教訓に、二度と原子力災害を起こさないことを目指して原子力規制委員会設置法が成立し、これに伴って諸法令も改正されました。趣旨に則って厳格にこれらの法令を適用するならば、敦賀第1、美浜第1・第2は四〇年超の老朽原発であることをもって、敦賀第2は直下に活断層があることをもって、そして「もんじゅ」は事業主体そのものが不適格であることをもって、直ちに廃炉にするべき施設です。

現在の法令の枠組みででは、岐阜県が直接事業主体に廃炉を要求するようはなっていませんが、”風下”県として、滋賀県、京都府、関西広域連合等とも連携しつつ、これらの施設の廃炉に向けて、国・関係諸機関に積極的に働きかけて下さい。

以上

* 原子力災害対策指針の充実・強化、並びに新規制基準による原子力施設の安全性の確保に関する要請
http://www.pref.gifu.lg.jp/bosai-bohan/bosai/nuclear/nsr_request_250515.html

さよなら原発・ぎふ（石井）

連絡先： 〒501-0425 本巣郡北方町加茂 185-24

TEL/FAX 058-323-2534 携帯 070-5643-5464